

深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会 設置要綱

（名称）

第1条 この会議は、「深川・留萌自動車道全線開通地域活性化協議会」（以下、「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、深川・留萌自動車道の全線開通を契機に、多様な主体が連携した取組を進めることで、留萌地域への人やモノの流れを拡大させ、その効果を最大限に高めるとともに、全線開通後もその効果を持続させ、地域活性化に繋げることを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1） 留萌管内の魅力をPRする取組
- （2） 深川・留萌自動車道の全線開通の効果を高める取組
- （3） 深川・留萌自動車道の全線開通の効果を持続させる取組
- （4） その他協議会の目的を達成するために必要な取組

（組織）

第4条 協議会を構成する団体は別表のとおりとする。

（座長）

第5条 協議会に座長を置き、会務を総理する。

- 2 座長は北海道留萌振興局地域創生部長とする。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、北海道留萌振興局地域創生部地域政策課とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月8日から施行する。